

改正

教育及び保育の内容

第五条 略

2 条例第六条に規定する規則に定める教育及び保育の事項及び内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事項	内容
五 日々の教育及び保育の指導における留意点	認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のイからチまでに掲げる点に留意すること。 イ イスト 略 チ 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法昭和二十二年法律第六十号（第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該こども園の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないこと）

附則

1.2 略

3 第三条第二項第一号及び第三項第二号ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状 教育職員免許法 昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者 現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第七項において同じ。）をもって代えることができる。

4 第三条第二項第二号及び第三項前段の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 略

現行

教育及び保育の内容

第五条 略

2 条例第六条に規定する規則に定める教育及び保育の事項及び内容は、次の表に掲げるとおりとする。

事項	内容
五 日々の教育及び保育の指導における留意点	認定こども園における日々の教育及び保育の指導に際しては、次のイからチまでに掲げる点に留意すること。 イ イスト 略 チ 略

附則

1.2 略

3 第三条第二項第一号及び第三項第二号ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状 教育職員免許法 昭和二十四年法律第四百十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第六項において同じ。）を有する者 現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。

4 第三条第二項第二号及び第三項前段の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 略

改正

6 第三条第二項第一号により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7| 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一項第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数のおよそ三分の一を超えてはならない。

附則第六項	略	略
第三条第二項第一号に	略	略
より置かなければなら	略	略
ない保育士の資格を有する者	略	看護師等

現行

新設

6| 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第三条第一項第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数のおよそ三分の一を超えてはならない。

新設	略	略
新設	略	略
新設	略	略